

県議会とともに生きる社会かながわ推進特別委員会での質疑の概要 (R1. 12. 11)

1 県議会とともに生きる社会かながわ推進特別委員会について

特別委員会は、必要に応じて特定の事件を審査・調査するため、臨時に設置される委員会です。ともに生きる社会かながわ推進特別委員会は、ともに生きる社会の推進、障がい者施策の推進、障がい者の就労・雇用促進、障がい者スポーツの推進、インクルーシブ教育の推進について調査します。

この委員会には、県当局から福祉子どもみらい局等の関係部局の幹部職員が出席し、委員（委員会に所属する議員）の質問に対して答弁します。

2 県議会とともに生きる社会かながわ推進特別委員会での質疑の概要 (R1. 12. 11)

(委員) 愛名やまゆり園の特別監査の内容は。

(県当局) 愛名元園長の事件は業務外でのことだが、在職当時しっかりと園長業務を行っていたか確認する必要がある、特別監査を行っている。

(委員) 方針変更の発言のタイミングについてはどうか。

(県当局) 新施設が令和3年度中に供用開始される。それに向けて進めるとなると、公募とした場合、来年の夏に募集するための最後のタイミングとなるので、知事が決断した。

(委員) 知事発言の「散歩がほとんどなかったなど」の「など」や、「次々と」というのは具体的にどのような問題か。

(県当局) 例えば、一部の寮で家族が中に入れないということがあるのではないかと、様々な場面で支援が足りていなかったのではないかとという声があって、それが知事のもとに届いていた。「次々」については、そういった声や、車いす拘束は本当に大丈夫だったのかとか、日中の支援はしっかりできていたのか等が繰り返し届いていたということである。

(委員) 知事が言った以外に重いことがあるなら、我々も重く受け止める必要がある。もう少し丁寧に詳しく答えてほしい。

(県当局) 懸念があるならしっかり払拭しなければならないということもあり、支援の状況に問題があるかどうか確認するため、立ち入り調査を現在行っているということであり、明らかな疑いがあるということではない。

(県当局) 知事のもとに情報が「次々と」寄せられたということ。疑問が寄せられたことは事実。利用者を中心とした質の高い支援の実現のため、懸念を払拭するために改めて公募にするということである。

(委員) 今言ったようなことは他の施設には一切なくて、津久井やまゆり園だけが特徴的なのか。

(県当局) 他の民間施設でも様々な事故・苦情がある。

(委員) 意見が寄せられたら事実関係を確認し、よりよいケアを求めるのが県と指定管理者の関係のはずで、具体的にあるなら言ってほしいと言っているが

出てこない。大きな問題なら違った対応ができたはずだ。

(県当局) 愛名元園長の事件があり、津久井の事件の背景は何であったかと議論されている中で様々な意見があり、かつての支援にも問題があった。懸念があるということはやはり言える。懸念の払拭のため改めて公募に切り替えたというのが、今回の判断になる。

(委員) 令和6年まで共同会にやってもらおうと家族会の意向に沿ってやってきた。事件の当事者の方が千木良・芹が谷に分かれて生活していくので、利用者・家族の立場に立って考えて適切か、県民の理解が得られるか、真剣に考えるべきだと思うがどうか。

(県当局) 説明は丁寧にやってまいりたいし、意見をどう生かしていくか検討していきたい。

(委員) 再生基本構想で令和6年度まで指定管理者を共同会とするとしていた理由を改めて聞かせてほしい。

(県当局) 利用者の安定的な生活支援と意思決定支援の担保ということから、千木良・芹が谷とも共同会の指定管理という方向で調整するとされていた。

(委員) 県は今後どのように説明していくのか。

(県当局) 発言後、家族に手紙を送付した。早急に芹が谷で知事自身が説明することについて調整を行っている。

(委員) 今回の方針の見直しは、利用者の意思決定支援に影響があるのではないかと思うがいかがか。

(県当局) 新しい施設をどの法人が運営するかということは、環境に少なからず影響があるのではないかと思う。どの法人が運営するかということも選択の中に用いて、丁寧に意思決定支援に取り組んでいく。

(委員) 今後、かながわ共同会とどのような協議を行っていくのか。

(県当局) 基本協定第73条に基づいて、県から協議をお願いしていく。

(委員) 移転先の芹が谷での地域交流について聞かせてほしい。

(県当局) ひばりが丘学園時代から交流があり、元々あった交流が津久井やまゆり園の移転後も続いている。小中学校の子どもたちとの触れ合いもある。ボランティアの団体も引き続き協力してくれている。

(委員) 共同会として拘束ゼロを達成したのが昨年4月とのことだが、それ以降に入所者を長時間拘束することがあったなどの声が挙っていたか。

(県当局) 強度行動障害の利用者に、一時的に冷静さを取り戻してもらうため個室に入ってもらったことや、医療対応のため等のやむを得ない身体拘束は行っている。それ以外に、漫然と不適切な支援が行われているということは承知していない。ただ、しっかり確認する必要があるということで、現在立ち入り調査を行っている。

(委員) 愛名の特別監査と津久井の立ち入り調査との違いは何か。

(県当局) 特別監査は障害者総合支援法に基づく監査。津久井は指定管理者制度上の指導を行うための立ち入り調査として、随時モニタリングを行っている。

(委員) 津久井の立ち入り調査は、新たに利用者家族から寄せられた、いろいろな情報に基づいて行っているということか。

(県当局) そのとおり。

(委員) いろいろな結果があると思うが、最悪のケースとはどういうものか。

(県当局) 愛名については、最悪のケースは障害者総合支援法上の指定の取り消し。津久井については、施設の役割を果たさず支援・運営に極めて不適切なものがあり改善が見込めないような時には、指定管理施設としての指定を取り消すということが最悪のケースとなる。

以上

(文責) 社会福祉法人かながわ共同会

注：この質疑の概要は、県当局が知事の発言をより具体的に説明していると思われる部分を中心に、かながわ共同会が録音から書き起こしたもので、発言の趣旨等については出来る限り正確に伝わるよう記載していますが、実際の発言とは言い回しや語尾等が異なる場合があります。